

○合志市一般廃棄物(ごみ)処理業許可事務要綱

平成18年2月27日

訓令第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般廃棄物(ごみ)処理業の許可の事務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。

(2) 条例 合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年合志市条例第125号)をいう。

(3) 規則 合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成18年合志市規則第105号)をいう。

(許可の対象者)

第3条 許可の対象者は、次のとおりとする。

事業ごみ及び臨時の家庭ごみの収集運搬を業務とするもの

(許可の申請)

第4条 許可を受けようとするものは、規則第17条第1項の規定により申請するものとする。

2 条例第28条の規定により手数料を納入しなければならない。

(実地検査)

第5条 規則第18条第1項の規定により、申請者の車両及び車庫について検査する。

2 車両の検査基準は、次のとおりとする。

(1) 専用車 本市のし尿収集運搬業及び本市委託による一般廃棄物収集運搬に使用する車両と別の車両であること。

(2) 表示 車体の両側及び後部に名称が表示されていること。

(3) 飛散など ごみが飛散し、流出し、悪臭及び汚水が漏れるおそれがないように整備されていること。

(4) シートなど 機械車でないときは、シート及びロープを備えていること。

(5) 安全 機械車は、業務が安全に行えるように整備されていること。

3 車庫の検査基準は、次に示すとおりとする。

(1) 面積 車両台数に対応した面積を有していること。

(2) 飛散など ごみが飛散し、流出し、汚水が地下に浸透したり、悪臭が漏れるおそれのないように整備されていること。

(3) 洗車場所及び洗車設備 洗車する場所(車庫以外の場所も含む。)が確保されていること。なお、洗車設備は、洗車後の汚水を処理できる設備を有しており、周囲に迷惑がかからないものであること。

(4) 環境 周囲の環境を損なわないものであること。

4 再検査 不備があれば改善させ、再検査を行う。再検査しても不備があるときは、車両については不合格とし、車庫については早急に対応させる。

(許可の条件)

第6条 許可に付ける条件は、次に示すとおりとする。

(1) 有効期限 許可の有効期限は、条例第29条に規定する期限とする。

(2) 収集区域 法第7条第7項に定める収集区域は、市の区域内一円とする。

(3) 分別収集運搬

ア ごみは、「燃やすごみ」、「資源物」、「不燃物」に分別して収集し、それぞれ指定された菊池広域連合の処理施設へ運搬すること。

イ 2自治体以上にわたって収集運搬するときは、他市町のごみと混同することがないよう自治体ごとに収集運搬すること。

(4) 環境保全

ア 騒音 早朝及び夜間の収集のときは、騒音に注意すること。

- イ 清潔 車両及び車庫は、常に清潔に保つこと。
- ウ 保管 ごみの保管を行わないこと。
- エ 過積載 車両の最大積載量を超えてごみを積み込まないこと。

(許可)

第7条 条例第26条から第28条まで並びに規則第17条及び第18条の規定により次の許可証を交付する。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証(規則第17条第2項)
- (2) 器材検査合格証(規則第18条第2項)

(許可の取消し)

第8条 条例第31条の規定に該当したとき、又は関係法令及び第6条の規定に違反したときは、許可を取り消すことができる。

(車両ステッカー)

第9条 許可を受けた車両の両側扉に、許可車両ステッカー(様式第1号)を添付する。

(月報)

第10条 許可業者は、毎月のごみ収集運搬業務実績報告書(様式第2号(その1))及びごみ量証明書(様式第2号(その2))を翌月の10日までに提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年2月27日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の合志町一般廃棄物収集運搬業の許可事務取扱要綱(平成10年合志町要綱第2号)又は西合志町一般廃棄物(ごみ)処理業許可事務要綱(平成8年西合志町訓令第12号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月7日告示第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年2月8日から適用する。

附 則(令和3年3月25日訓令第31号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日訓令第13号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月25日訓令第3号の2)

この訓令は、令和7年2月25日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

様式第1号(第9条関係)

許可車両ステッカー

年 度

一般廃棄物収集運搬業許可車両

登録番号

合志市

様式第2号(第10条関係)

様式第2号(第10条関係)

(その1)

ごみ収集運搬業務実績報告書

(年 月分)

年 月 日

(あて先) 合志市長

報告者住所 _____

氏名 _____

電話 _____

合志市一般廃棄物処理業許可事務要綱第10条により報告します。

排出事業所の件数	(件)	

搬入先	ごみ量	
菊池広域連合 菊池環境工場 クリーンの森合志	燃やすごみ	(kg)
菊池広域連合 環境美化センター	資源物 不燃物	(kg)

添付書類： ごみ量明細書

注意： この報告書は、毎月10日までに出してください。

(その2)

ごみ量証明書

(年月)

契約事業所名	所 在 地	業 種	ごみの種類と量
	合志市 番地		燃やすごみ kg 資源物 kg 不燃物 kg
	合志市 番地		燃やすごみ kg 資源物 kg 不燃物 kg
	合志市 番地		燃やすごみ kg 資源物 kg 不燃物 kg
	合志市 番地		燃やすごみ kg 資源物 kg 不燃物 kg
	合志市 番地		燃やすごみ kg 資源物 kg 不燃物 kg